

令和5年あきる野市農業委員会 9月総会議事録

令和5年9月27日（水）午前9時30分、令和5年あきる野市農業委員会9月総会は、秋川ファーマーズセンター、研修室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、橋本和夫、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、松村敏郎

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| 第4号議案 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第5号議案 | 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について |
| 第6号議案 | 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について |

開会 午前9時30分

(事務局長) 皆さま、おはようございます。それでは、ただ今から令和5年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) はい。皆さま、おはようございます。今期初の新メンバーによる農業委員会が開催されて、場所もちょっと変則的で秋川ファーマーズセンターなのですが、本来、農業委員会は25日を中心にあきる野市役所本庁舎の会議室を予約しております、今月も予約してあったのですが、本日の午後に西多摩農業委員研修会がありますので、また別の日にお集まりいただくのも申し訳ないと思ひまして、本日の午前中に総会を行って、午後は研修会ということで、1日にまとめさせていただきます。その関係でこちらをお借りしての開催となりました。今日はいきなりですが新メンバーの方は長丁場で、午後も夕方近くまでだと思ひますが研修会がありますので、疲れないように、肩の力を抜いて参加していただきたいと思ひます。では早速始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。本日の署名委員は本郷委員と山崎勇委員になります。よろしくお願ひします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受87についてですが、こちらはご本人をお呼びしている案件となります。まずは事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受87 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受87について、担当の山崎勇委員、説明願ひます。

(山崎勇委員) はい。それでは、収受87について報告をいたします。9月26日に田中推進委員と事務局2名と私の4名で現地を調査いたしました。地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況ですけれども、畑①、畑②、畑③、畑④は一体となっております、南向きの斜面になっております。草の方ですが、短く刈り込まれておひまして、ただ一部に小さな梅であるとか、山椒の木が合せて4、5本ありました。それほど大きな木ではありません。それから、畑⑤は比較的平らな農地で、こちらの方も草も短くきれいに刈られておひました。譲受人の〇〇さんは、当該農地に隣接した空き家を購入して、ここに移住して、この畑をやっていききたいという考えということでありまひす。計画としては、〇〇さんは都内の方で洋服屋をやっているということ、

藍染めの材料の藍、これを育てたいと。それから、綿花を毎年交互にやっていきたいというような計画だそうであります。後ほどご説明あると思いますので、よろしくお願ひします。とりあえずは、比較的平らな畑⑤、こちらの方に藍を作付けして、その後徐々に斜面の方に広げていきたいという考えだそうです。ちなみに、〇〇さんは東日本大震災で特に福島の方で畑が潮に覆われてしまったというようなことで、綿花を植えるということが相当行われましたけど、ボランティアでこちらの方に参加されていたということで、そういったことでは多少ノウハウはあると、こういうことであります。それから、●●地区ですけど、こちらの自治会は20軒ほどの小さな自治会になりますけど、空き家への移住が大変進んでいる地域で、たまたま今回の調査の時にも近所の人がおりまして、ちょうど話を聞く機会があったのですが、今回のこのケースについても非常に期待をしていると、こういうようなことであります。以上よろしくご審議をお願い申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) この辺の地形というのはどうなんですか？私はよく分からないのですが。

(山崎勇委員) あの、●●地区は全体に斜面ですね。ただ、現地は南向きの非常に日当りのいい所です。●●地区全体が非常に日当たりがいい地域になります。

(嶋崎委員) では、ここはそういうものを作るには、それほど悪い場所ではない？

(山崎勇委員) 悪い場所ではないのですが、ただ、見た感じ、草に覆われていたんだと思うんですよ。きれいに刈られているんですけど、これを植えていくにはかなり耕耘しなきゃいけないので、少し時間がかかるんだろうなと思うんですけど、ご本人さんの意気込みをね、この後、来ていただいているようですから、お聞きしたらいかがかなと思います。

(嶋崎委員) 分かりました。ありがとうございました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎健委員) 私も場所が良く分からなくて、大体の場所は分かるのですが、状況が分からないのですが、機械が入るような場所なのでしょうか？

(山崎勇委員) 斜めの所はかなり厳しいかなという気がするのですが、全く入らないということではないと思いますので。かなり村としても協力的なので、機械なんかもし必要であれば、借りてやるというようなことになるとは思うんですけどね。ただ、ご本人さんがいらっしゃいますので、そちらの方も詳しくは聞かれたらいいかなと思います。

(議長) トラクターなんかじゃ危ないですかね？

(山崎勇委員) トラクターはどうだろう・・・

(田中委員) あの、畑⑤は大丈夫です。

(議長) まあまあ広そうなので、耕運機じゃあ大変だと思って。

(山崎勇委員) 耕運機じゃないと多分・・・

(議長) 安全面で。

(山崎勇委員) ただ、これから計画をお話されると思うんですけど、事務局から我々が聞いた話では、斜面の所は段々に、平らにしながら・・・でないと、多分土が崩れてくるだろうなと思うんですよ。だから、かなり時間がかかるのかなという気がしますね。それで徐々にという意味は、

そういう意味もあるのかなと思います。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・では、ご本人をお呼びしていいでしょうか?では、お願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 今日はお忙しいところありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の抱負や計画等ありましたら、ご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(〇〇氏) はい。分かりました。この度は機会をいただきありがとうございます。●●の●●の農地取得を希望している〇〇と申します。私は2010年からアパレルメーカーを経営しております、●●区に本社と店舗、●●に店舗1つの3拠点、5名ほどの従業員で現在活動させていただいています。長年、実の兄が●●の方で木挽き職人をしておりまして、その関係であきる野にはよく遊びに来ていて、遊びに来ている間に林業・農業をされている方と知り合いになりまして、その関係で今回、農地付き住宅をご紹介いただきまして、あきる野に移住し本業で反映できる綿花の栽培と、藍の栽培をしていきたいと考えています。畑仕事は主に私と妻を中心に、従業員を含め会社全体で行う予定でいます。普段、当たり前業者に仕入れているコットンが作物からできているということ、手間を掛けて育てた1株から靴下1足分ぐらいしか綿が収穫できないことを社内で共有して、なおかつ、消費者に向けても共有できたらと考えています。綿花の活用方法について資料にまとめてきましたので、回覧していただければいいでしょうか?そちらをご覧いただきながら、説明させていただきます。綿花については、東日本大震災の時に津波で塩害にあたり、放射性物質があるということで作物を育てられなかった農地がたくさんできたんですね。それで、何がきっかけか分からないのですが、塩害に強くて、放射性物質を吸い取るというので、国を挙げて綿花の栽培をし始めたんです。なのですが、綿花を育てたところでそれをどうやって使うのか分からない、ということで私が呼ばれて、綿花の難しいところは育てることよりも、その育てた綿を糸にして製品に変えるというのがすごい難しいんですね。綿花の種類を見極めないと、どの糸が作れるかということが分からないので、それでいくつか作ってたのですが、普通に車が転がったりとか、もうヘドロが混ざったような所でも綿花自体は育ったので、今回取得する農地、20年ぐらい放置されているようなのですが、そこでの栽培も特に問題はないかなと思います。どっちかと言うと大事なのは、日が当たるということが大事で、あと水を毎日あげなきゃいけないということが大事なんですけど、東日本の時もそういうことは効果が出ていて、雑草とかもそんなに頻繁に取らなくても大丈夫という感じでした。一応うちのメーカーだと、オーガニックで実際に靴下を作っているんです。東日本の時にオーガニックコットンで製品を作る時に、普通の服地だと難しいんです。やっぱりインドとかアメリカとかエジプトの綿は優秀で、日本で育てるとどうしても繊維が太くて、普段皆さんが着られている滑らかな質感の綿は育てられない。それで靴下は太いものでもいいということで靴下に転用して、その時は靴下、あとはタオルとか、そういう物にしたんですけど、今回面積も狭いので、靴下ぐらいの物しか作れないかなと思って、靴下を作れたらなと思います。綿については、どっちかと言うと、綿を収穫してその紡績を、種と綿を分けて糸にするという行程があるんですけど、その際のロットが必要なもので、それをクリアするのが大変なので、ある程度広い土地で挑戦したいなと思うので、今回まず試してやってみて、もしそれがうまく

いったら、次々と何ヶ所かで育てたいなとは思っています。まだ先のことなのですが・・・。
あと藍については、これも偶然なんですけど、同じエリアに藍染めをされている作家さんが
いらっしゃって、僕は普段、生活工芸ギャラリー、器とか日本の伝統工芸みたいな物を販売する
ギャラリーをやっけて、それにもこの作家さんが参加されてて、それで親交があるので、一緒
に藍を育てられたらなというので、藍の栽培も考えています。説明は以上です。よろしくお願
いいたします。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問は
ございますか？

(山崎健委員) 農業委員の山崎と申します。今日は遠くからありがとうございます。あの、今の説
明で、綿花の収穫の加工のことをちょっとお聞きしたいのですが、それはどちらで？ご自身で
やるんでしょうか？それとも・・・

(〇〇氏) いえ、●●●●さんというところがありまして、もう日本ではここでしか種と綿を分け
る会社ってないんです。それで、普通の紡績って1トンからと言われているんですけど、一応
昔からのコネクションなので、500キロからできるので、500キロぐらいなら現実味がある
ので、そこでやろうかなと思っています。それで、種とかも●●●●さんを通して、ジャパ
ンオーガニックコットン協会というのがあるんですけど、そこから入手しようかなと思っ
ているんですけど、種についてもグレードがありまして、なるべくグレードの高い種を入手
したいんですけど、ジャパンオーガニックコットン協会の審査が入るんです。ここの農地で
本当に育てていいのか、本当に3年間農薬使わないでできますか、ということが入ってくる
ので、その審査は農地を取得しないと受けられないので、取得してからやろうかなと思っ
ています。

(山崎健委員) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(栗原委員) 栗原と申します。今、500キロというお話を伺ったんですけど、今回取得予定
している農地で500キロって可能なんでしょうか？

(〇〇氏) 100ぐらいしか作れないです。

(栗原委員) 100・・・

(〇〇氏) ただ、知り合いで●●●の方だったり、●●の方で綿花を栽培している友人・知
人がいるんです。みんなと同じ品種を育てて合わせれば500キロいくので。

(栗原委員) 分かりました。今後うまくいけば広げていきたいというお話を伺ったん
ですけど、それはあきる野市内で考えていますか？

(〇〇氏) 現在、農地を持っている方が、近隣で他にも農地を持っていらっしゃるん
ですね。

(栗原委員) 近隣でできれば増やしたいと。

(〇〇氏) そこから始めて・・・本当に果物とかに比べて、手間が本当にかからない
です。タンポポみたいなもので、すぐ育って、ある程度の高さになったら先だけつま
んで、摘心って言うんですかね、広げるんですけど、ただ収穫の手間は手作業な
ので、その時だけ人手が必要なのですが、あとは水さえあげれば大丈夫です。

(栗原委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか？

(山崎勇委員) いいですか？山崎と申します。私は現場を見させていただいたんですけど、斜面になっている所を耕耘するのは、どういう感じで・・・耕耘しないと無理ですよ？

(〇〇氏) 無理ですね。下の方は土が柔らかいんですけど、上の方は硬いので、ユンボを入れてある程度・・・

(山崎勇委員) ユンボで？

(〇〇氏) ユンボで。

(山崎勇委員) 段々にするような計画があるのですか？

(〇〇氏) あ、そうしないと、つらいので。

(山崎勇委員) 耕運機は自分でお持ちですか？

(〇〇氏) 耕運機は隣で農家をされている方がお持ちなので、それをお借りしようと思っているんですけど、最初は耕運機じゃないと無理なので。

(山崎勇委員) 無理ですよ。

(〇〇氏) 絶対無理ですね。草刈りしてても、無理だなと思ったので、ユンボで一気に。木もまだ生えてるんですけど、持ち主の方がまだ取らないでとおっしゃるので。

(山崎勇委員) かなり、時間がかかるかも知れませんね。

(〇〇氏) 一応3月までに何とかしたいなど。一応どういう綿の質の物が育つか試したいので、手前だけでも絶対植えたくて。合う種と合わない種って絶対出てくるので、何種類か植えて、翌年のことなのですが、そういう形にはなってしまうかも知れないんですけど。

(山崎勇委員) 分かりました。それともう1点だけ。藍の方なんですけど、この●●地区で染色も含めてやるんですか？

(〇〇氏) はい。もちろんそうです。

(山崎勇委員) そういうことね。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(田中委員) よろしいですか？田中と申します。私も昨日山崎委員と一緒に現地を見させていただいて、藍と綿は同時じゃなくて、1年置き？

(〇〇氏) 要は連作ができないんです。綿を連続でやるとすごい小さくなっちゃうんです。それで、連作できない時に何を育てようかなと思った時に、目の前で藍を育てている友人がいたので、藍の種も持っているし、農家もあるので、藍の種も保存がきかないんですね。じゃあ、一緒にできたらいいね、という話をしていたんです。

(田中委員) それは1年置き？

(〇〇氏) できれば1年置きで、半分に分けて交互に。それもどうなるか、やってみないと分からないので試しながら、という感じになると思います。

(田中委員) それと、昨日も現地を見た時にイノシシに掘られた跡があるんですよ。獣害があの地区はかなり出ていますので、そういう対策等は？

(〇〇氏) 囲いを作るぐらいしかできないですけど、ただ、綿、食べないので。

(田中委員) 下を、根をやられちゃうとね。それなりの対策が必要かと思います。

(〇〇氏) はい。サルもいっぱいいますし。やっぱり、野菜を育てるより綿が一番いいんじゃないかと、周りも言っています。藍も食べないですしね。裏が山なので、すぐ下りてくるので。

草刈りをしているもいたので。

(田中委員) そうだね。そういう所なので。

(〇〇氏) イノシシはちょっと心配しています。でも、その東日本の時も野生化したイノブタみたいなのがいっぱいいたんですけど、それにやられたことはないのです。

(田中委員) 分かりました。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？では、〇〇さん、今日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。ありがとうございました。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) それでは、こちらの案件に関して、何か他にご意見、ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受87について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。では、報告をさせていただきます。9月25日、私と小川推進委員と事務局2名の計4名で現地に行きまわりました。地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑の方はネギやサトイモ、オクラ、スイカ、カボチャなどが、また秋作のダイコンなどが植えられていました。畑全部が野菜で埋まっている訳ではありませんが、空いている場所も草もなく、きれいに管理されていました。3年間継続して農地として活用されていたことが見受けられました。以上です。小川推進委員の方で何か補足があればお願いします。

(小川委員) 完璧です。

(議長) はい。ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) これは、〇〇〇〇さんはかなり自分でやるのも大変でしょうけど、やっているのは、どなたがやっているのでしょうか？

(武田委員) 私もはっきり本人の〇〇さんのことを存じ上げないのですが、その家族の方が畑をやっているのではないかと推察しております。

(嶋崎委員) 分かりました。要はどなたかがきちんと管理して、できていればいいということですよ。

よね？

(事務局) ご家族とご一緒に・・・

(事務局長) 2親等以内ということで。

(議長) きれいにやっていただければ。

(嶋崎委員) そうですよ。その辺をきちんとしておけばいいんじゃないかと思います。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり農地として使用していることを確認する。令和5年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明をいたします。9月25日に山崎健委員と事務局2名とともに現地調査に伺いました。まず●●●の方ですが、地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状ではトラクターで全面耕耘されておりまして、ここ1ヶ月くらいにきれいにされたんだと思われまして。その圃場のトラクターの感じから、前作何をやっていたかはちょっと分かりませんが、今後秋作の作付けをしっかりとやっていただければと思います。あと、道路に面した所なんですけど、少し草が伸びておりまして、よく見るとアスファルトの上まで土がこぼれていて、そこに草が生えているような状況でした。これについては歩行者の通行の妨げになりますので、事務局の方からご本人さんにお伝えいただければと思います。次に●●ですが、地図の11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

圃場は道路から入ることができないような場所です。車での出入りがちょっとできない場所でした。作付けについてはかなり制限されてしまう環境ですけれども、現状では柿が4本栽培されておりまして、この秋の収穫を待っているような状況でした。農地としては利用に問題はないと思います。以上です。よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご意見、ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようなので、番号1について、農地として使用している事を確認する事に、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地として使用している旨、回答いたします。続きまして、第4号議案、番号1、番号2については、関連案件となりますので、一括して審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第4号議案、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和5年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1、番号2について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。先日25日に事務局2名と平野委員と私で現地調査に行っていました。まず番号1については、地図は12ページを参照ください。

(現地案内図 説明)

現地の近くに私も圃場がありまして、現地の方は前作、ちょっと何を作っていたか分からないのですが、きれいに耕耘されております。ここが常にきれいに耕耘されているのは、近くの私の圃場から見て分かる所なので、ここはきれいに使われているという確認はできています。次に番号2の方は、13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは前回ちょっと問題になりましたが、こちらの圃場はナスですかね、去年ぐらいに作られていたパイプフレームでナスの栽培跡がつい先日まであったのですが、こちらはきれいに撤去されて、除草耕耘ですかね、ハンマーでやったのかな、草刈りの方はされていました。まだすぐに何かできるという状況じゃなくて、これから耕耘したりして、ちょっと畑を整備しないと次作は手が出せないかなという状況でした。こちらは前回手が回ってないんじゃないかというようなお話があった場所なのですが、その放置状態からは何とか進んで、耕作の意志があるのではないかという風に私は判断します。以上です。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) ひとつ、教えてもらいたいのですが、これらの畑は今まで〇〇さん使ってたと思うんですけど、備考で「新規」となっているのは、その理由は何でしょうか？

(事務局) こちらは先月、8月末で契約期限が切れてしまったので、そのために「新規」という形にさせていただいています。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(嶋崎委員) それで、先月いろいろ意見が出ましたね。その結果はどうになりました？経過は？

(事務局長) はい。本人を呼んで、こういう経過で手が回ってないんだったら更新しないで返してもらったり、という話をしたら、いや、しっかり管理するということで、借りている畑を全部見させていただいて、一応全部きれいになっているということで、本人に再度意志を確認したら、ちゃんとこれからはやりますということで断言されましたので、ぜひ期待していただければと

思います。

(嶋崎委員) 分かりました。

(事務局長) よろしく申し上げます。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1, 番号2の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第5号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第5号議案、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画の承認について。旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画については、次のとおり承認する。令和5年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) はい。それでは第5号議案、番号1について説明いたします。9月25日に事務局、大福委員と私の計4名で現地を確認してまいりました。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状は大変きれいに耕作されておりまして、半分ほどがナス、あとサトイモ、あと苗用のパイプハウスが建ててありました。なお、パイプハウスの方は地主さんとの話し合いの上、建ててもいいという了承を得ているそうです。畑の方は本当に草が1本もないような大変きれいな状態で、何の問題もないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1の旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画について承認することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。それでは説明いたします。地図は15ページになります。9月25日、橋本敦美委員と事務局2名と私の計4名で現地に行ってみりました。

(現地案内図 説明)

こちら5筆は一体として使われております。〇〇〇と△△△の間ぐらいまでは、耕耘されて次の作付けができるような状況です。△△△の半分と□□□-□は、エンジンが段階的に蒔いてあります。東側にはダイコンとネギが作付けされております。現状は次の作付けの準備もよくできていますし、昨日も5名ほど来て皆さんで作業しておりました。大分きれいにされていますので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

(議長) ただいま、事務局と橋本和夫委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2の旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づく、農用地利用集積計画について承認することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号3から番号6についてですが、こちらは関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第5号議案・番号3 朗読)

(第5号議案・番号4 朗読)

(第5号議案・番号5 朗読)

(第5号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3から番号6について、担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。それでは説明いたします。地図は先ほどと同じ15ページになります。

(現地案内図 説明)

現在畑①は半分ほどがサツマイモ、あとはイチゴの残りですかね。あと、ナス、トマト、あと苗の箱がありましたが、通路が分からないぐらい草が繁茂しているという状況です。そして、畑②もサツマなのですが、葉が見える所は列かな?というところで、多分マルチが張ってなかったような気がします。ここは少し通路をきれいにするとかしていただいた方がいいのかなと私は思います。そしてあと、畑③、畑④、畑⑤ですが、畑⑤は、やはりサツマ、こちらはマルチが敷いてあったのですが、草をかき分けなければ見えないという状況です。畑③、畑④は西側に伸びた細い所は軽トラ1台分ぐらいの幅で、進入路として使っているようでした。一応事務局の方にも少し草をきれいにさせていただいて、せめて列と通路の境が分かるぐらいにしておかないと、販売がしにくいんじゃないかなということをお願いするように、お話はしてあります。以上でございます。

(事務局) 補足ですが、昨日、〇〇〇〇さんに草の状況を確認しましたところ、イモの生育状況を見ていて、イモが大分大きくなってきておまして、イモの収穫と同時に草を全部刈り取って、

サツマイモの芋掘り用と販売用のイモにしたいというお話がありまして、今のサツマイモが植わっている所については、10月を目途に全て掘り上げるとのことです。

(議長) ただいま、事務局と橋本和夫委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(大福委員) 事務局さんにお伺いしたいのですが、これは4件更新、同時にきているのですが、更新ですから前回から借りていると思うのですが、前回もこういう感じで4件同時だったのですか？

(事務局) はい。同時にやっております。〇〇さんが新規就農するタイミングだったので、こちらの畑を全部ご用意して、〇〇さんが新規就農したという流れだったので、4件同時に貸借させていただいております。

(大福委員) はい。分かりました。

(橋本和夫委員) あの、こちら、昨年ですかね、イモを〇〇さんの所で掘らせてもらって、あのイメージで行ったら、あれっ？て。逆に、境が分からないぐらいになってたので。この暑さだからしょうがないのかなって、橋本さんと見ながら悩んでいたところでした。

(事務局) 一応、〇〇さんからはサツマイモの生育は悪くはないそうで、今年は割といいのではないかと回答をいただいています。イモを掘り起こしながら耕耘というイメージですね。草を取りながら、草と一緒にイモを掘って、それできれいにするという計画のようです。

(平野委員) 周りの人からの苦情なり、草の種が飛んで来ちゃうとか、そういう話はないのですか？

(事務局) 特段そういったご報告は事務局でも受けてないですし、〇〇さんからも特には周りトラブルになってるという話はお伺いしてないですね。

(嶋崎委員) ひとつ、いいですかね。今年はこの暑さと湿気と両方で、例年より強烈なんだよね、草の成長が。ですから管理しててもかなり増えてるというのは、今年の現状じゃないかと思うんですよ。その辺は多少こう・・・本来はね、草むしりしてきちんとやらなきゃいけないんだけど、いかがですかね、その辺。情状酌量の・・・

(議長) 今年は特に草がすごいというのは、分かります。

(嶋崎委員) ただ、まあ、そうは言っても、一言お願いはしておく、という感じで。私はそんな気がしますが。

(事務局) はい。分かりました。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号3から番号6の旧農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第6号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第6号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。この

ことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。
令和5年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。9月25日に長濱委員と事務局2名の計4名と、翌日26日に土地利用部会6名、事務局1名で現地調査に行っていました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇から△△△までの6筆は一体として使われておりまして、樹齢30年以上を超える梅が50本弱植えてありました。下草の方なのですが、こちらの方も非常に繁茂しておりまして、日があまり差さないような感じで、あんまり伸びてないような感じでありました。50本弱の内の10本程度、少し剪定の跡が見られたのですが、あとは3~4年以上手が入ってないような木でありました。一団として□□□-□も申請が出ておりました。この□□□-□に関しましては北斜面になりまして、こちらにも同じような樹齢の梅が数本植わってある状態でありました。こちらの方も剪定なり、また収穫したというのは、なかなか見られるような状態ではありませんでした。この案件につきましては、ちょうど1年前にも同じような申請があったのですが、会長と現地調査に行った時に本人とお話して、このままではなかなか通りづらいとお話をしたところ、保留となったという経緯があった案件でございます。今回も一月前に申請が出そうだということで伺ったのですが、それでその後ちょっと、このままだと難しいというような話もしたのですが、それからなかなか進展もなく、判断が難しいので、土地利用部会の面々と意見交換しながら決めていこうかな、どういうようにしたらいいかというような相談をしようかなということで、昨日その会を持ちました。その部会長である橋本和夫委員に後を託したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長) では、土地利用部会の部会長、橋本和夫委員、よろしく願いします。

(橋本和夫委員) はい。説明は平野委員がおっしゃった通りで、土地利用部会も1日早く開催させてもらいまして、現地を見てまいりました。ここは道はあるのですが、パイプで止まってて車の出入りができず、剪定枝もなかなか片付けられない。真ん中辺りに道が通っているように見えますが、これも一体として使われているのでここも難しいという形で、現状では大福委員に数えてもらって48~49本の梅が、50年を超える古木でしたね。平野委員がおっしゃったように、10本ほど剪定はしたのですが、残っている枝だと実がもたないだろうという話で、現場で土地利用部会を1時間半ほど開催して、できれば、やっぱりこの状況だと通らない。できるものなら、剪定の普及の指導者、指導員をお願いしたり、あとは古い物もあるから間伐して日当りを良くするとか、そういう指導をした上で改善が見られたらもう1回、申し訳ないけど出してもらえるようにしたらいいんじゃないかな、という形ではありました。一応、土地利用部会ではそんな意見でした。事務局から何か補足があれば、お願いします。

(事務局) はい。先にご説明をすれば良かったのですが、こちらの議案は毎月出される議案ではなくて、年間1回のみ提出される議案になっておりますので、今回、意見として都市計画課の方に、

これでは農地として有効に利用されていないというような意見を返しますと、次の機会は来年のこの時期、9月になりますので、ご承知置きいただければと思います。

(議長) ただいま、事務局と平野委員、橋本和夫委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 本人の〇〇さんにはどのような対応をしているのでしょうか？事務局として。

(事務局) はい。都市計画課の方も現地を確認して指導をしていますし、農業委員会としてもご本人にご連絡して、タイムリミットはいつですからね、というのをお伝えした上で、全面やっってくださいとお伝えしてあったのですが、実際にはちょっと間に合っていないような状況でした。指導としては逐一電話でご連絡を入れております。ご本人も頑張ります、やりますとおっしゃっているのですが、なかなか伴ってこないというような状況で、現地としては今、皆さんがご説明していただいた通りでございます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(山崎勇委員) 進まない理由みたいなことを言ってないのですか？ご本人さんは。一生懸命やりますよ、ということはいいんだけど、その、ここがどうしてもあれだとかということはないのですか？

(事務局) こういう事情があって、今、進んでない、というようなことは特段おっしゃってはいないです。去年の場合ですと、本業のトマトの方が忙しくなって剪定の方に手が回ってないというのはおっしゃっていましたが、今年については特段そのトマトの方の話はしていなかったのですが、同じような理由はあるのかなと思います。

(大福委員) あの、昨日、私も土地利用部会の方で現地を確認させていただいたのですが、あの、今回のこの案件は新規に生産緑地の認定というところ、その新規というところがポイントなんじゃないかなと思ってはいるんですけど、昨日、果樹の専門家と植木の専門家が土地利用部会の中にいらっやって、お話を伺っている感じだと、やっぱり、あの状態だと生産緑地という意味で、何か収穫できるのかという意味で、なかなか、こう、今の木の様子がちょっと生産というイメージと少し違うなど。先ほどもありましたけど、剪定なり、本数を減らすなり、やっぱり、そういったことが前提で新規の登録が適しているんじゃないかなと思いました。

(本郷委員) これ、新規の生産緑地の指定ですよ？そうすると、毎年チャンスがある訳ですよ？

(事務局次長) 都市計画審議会が毎年12月にありますので・・・

(本郷委員) ですから、以前のように、このチャンスを逃したらもう指定ができないということではない訳ですから、きちっとした生産緑地の態勢を取った段階で申請を受け付けると。それが本来じゃないですか？

(事務局長) そうなのですが、都市計画課の方で申請を受けてしまったので、こちらに意見書が来てしまったという経緯で、本来だと本郷委員のおっしゃるとおり申請自体を受けてはいけないのではないかと、いうところもあります。今回こういう話で返して、都市計画と調整しながら、このような状態だと、もう申請も来年度は受け付けられないというような形でやらないといけないのかなと。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(野崎委員) あの、□□□-□は●●●m²で、飛び地のような形ですよ？このような飛び地で

300㎡を満たしていない土地で、所有者は同じですけど、確か一団で300㎡という基準があるんじゃないかと思うんですけど、これはどういう形で？

(事務局長) 数年前に大分基準が緩くなりまして、以前は500㎡や300㎡単体で、道を挟むとダメだったんですけど、今はエリアで指定できるようになりましたので。

(野崎委員) ああ、そうなんですか。

(事務局長) 飛び地で単体なのですが、上の6筆と合わせて指定できるということです。大分緩くなりました。

(野崎委員) ああ、そういうことなんですね。前、五日市の案件でもあったような気がするんですけど、離れてても今は認められる？エリアで認められる？

(事務局長) そうなんです。

(野崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか？

(嶋崎委員) ちょっと教えてもらいたいんですけど、要するにここでは、いい、悪いの結論ではなくて、これは受け付けられませんよ、という？

(事務局長) 農地ではないですよ、という・・・

(嶋崎委員) 農地としての状況ではないという返事をしなきゃいけない、という？

(事務局長) そういうことです。

(議長) 戻すみたいな形・・・

(嶋崎委員) そういうことですよ。差し戻しですよ？もしダメなら。

(事務局長) そうです。農地ですか、農地ではないですか、ということで判断するので。

(嶋崎委員) でも、しょうがないよね。

(橋本和夫委員) 基本的には、ちょっと昨日ね、みんなでどうしたらいいかな、といろいろ考えたんです。これが地図を見たように、ちょっと川沿いまで、境にも枝が出ちゃってるんじゃないかという話で。だから、これを間伐するだけでも随分すっきりするんじゃないか。あとは、剪定を考えるんじゃなくて、バサッと切ったら新芽が出るんじゃないか、という話もあったんです。

(嶋崎委員) 木が古いからなあ・・・

(橋本和夫委員) だから、もつかもたないか、良く分からないです。ただ、現状のままだと立枝ばかりになっちゃって、葉は出ても実はならないだろうというのが、果樹屋と植木屋の考え方で。風通しを良くするだけでもなるんじゃないかなと。間伐するだけでも。前回申請があった時と比べて、下が少しきれいになったくらいという形だと・・・。前回と変わらないというのが一番、平野さんも土地利用部会の委員も同じ感覚でいたから、少し変わってれば良かったのになという話で。以上です。

(嶋崎委員) もしこれ、あれですか？全部引っこ抜いて更地にして、新しく野菜を作りますというようなことになると、いいんですかね？

(議長) うん・・・。

(平野委員) 1回そういう話もしたんですけど・・・

(嶋崎委員) 分かりました。まあ、しょうがないですね。

(議長) ここはですね、もう畑以外できそうにない。だから、畑一本でやっていかなきゃいけない。本人にその自覚があれば、やると思うんですけど。

(嶋崎委員) ただ、地目が田になっていますから、あまり土が良くないんじゃないですかね？

(議長) だから、埋めてかなり高くなっていますよ。

(嶋崎委員) ああ、埋めてあるんですね。

(議長) あ、そろそろ意見をまとめようと思うのですが、都市計画課に回答をするんですけども、生産緑地として適しているか、適していないかということなのですが……。今、話だけ伺った方で状況が100%分からないと思うのですが、要は生産緑地としていいですよと、農業委員会が都市計画へ回答できるほどの土地の管理状況か、というのが、土地利用部会が見に行っちょってそれは難しいだろうという意見なんですけれども、この会としまして、やはりあれでしょう？部会が現地を見て来た意見を取り入れて、今回は生産緑地としては少し難しいという回答をしてよろしいですかね？ちょっと本人は気の毒と思いますけど、来年また、毎年1回とは言え、毎年チャレンジできるんですから、ほんとに管理していただいて、次回に期待するというので。では今回は生産緑地法第2条第1号に規定する農地に該当しないという旨を回答して、よろしいでしょうか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。

(小川委員) それと、事務局なりからね、こういうふうになれば許可ができるというのをきちんと言ってもらわないと、農業委員会で毎年苦勞すると言うか。それで前回の時ね、多少なりとも意欲は見せてくれたんだよね。だけど全部できなかったという部分だと思うので、こうしたらできるからここまでやってくださいよ、というのを言って欲しいなという希望。ダメだよと言うよりね。

(議長) あ、昨日もですね、土地利用部会でそういうアドバイスを兼ねた書面などを渡すということ……。

(事務局) あとは都市計画課の方との受付基準などもありますので。

(小川委員) そういうことで、お願いします。

(事務局) はい。分かりました。

(議長) では、続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。

(第6号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは報告します。昨日、田中推進委員と事務局2名と私の計4名で現地を調査してまいりました。場所につきましては、17ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現況ですけど、○○○-○には梅の木が3本と栗の木が1本ありました。△△△-△には半分程に栗の木が4本、それと柿とビワが1本ずつありまして、残りの半分はナスが一部作付けされておりまして。あと、作付けされていない所はきれいに耕耘されておりまして。なお、栗が

今、最盛期ということで、いくつか落ちていましたけれども、あとはきれいに収穫されているような様子うかがえました。こうしたことから、当該農地は農業として利用されていると考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨を回答することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地である旨、回答いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会9月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、10月25日、水曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前11時15分